

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

平成25年2月25日

準備書面(1)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山内 喜 明



同

茅根熙和



同

春原誠



同

江口正夫



同

池田秀雄



同

長原悟



同

八木宏治



同

濱松慎治



被告は、原告らの平成24年12月11日付け求釈明書(1)における求釈明に対して以下のとおり回答する。

1 求釈明事項1について

原告らが釈明を求める部分は、原告ら指摘のとおり、志賀2号機運転差止訴訟控訴審判決の引用であるから、その具体的な内容について被告が釈明するところではない。

しかしながら、原告らの主張する絶対的安全性が過去の多数の裁判例において明確に否定されていることは、答弁書に記載したとおりであり（答弁書52頁），被告としては、本件訴訟においても、かかる裁判例の考え方へ沿う判断がなされるべきであると考える。

すなわち、東京電力柏崎・刈羽原子力発電所原子炉設置許可処分取消訴訟についての東京高裁平成17年11月22日判決・訟務月報52巻6号1581頁は、原子炉等規制法24条1項4号の「災害の防止上支障がない」との規定の趣旨に関し、「現代社会においては、科学技術を利用した装置等は、絶対に安全というものはなく、常に何らかの危険性を有しているものの、その危険性が社会通念上容認できる水準以下である場合、又はその危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさとの比較考慮の上で、これを一応安全なものとして利用するという相対的安全性の考え方が採用されてきたのであり、原子炉施設についてもこのような相対的安全性の考え方は適用されるものということができる。そして、規制法も、基本法（被告注：原子力基本法（昭和30年法律第186号））を基礎として、上記相対的安全性の考え方を採用し、原子力の平和利用を具体的に実現するための必要な規制を行っているものであるから、

同項4号は、原子炉施設が放射性物質を環境に放出するものであることを前提として、これによる災害発生の危険性が社会通念上無視し得る程度に小さいことを要件とするものと解すべきである。」としている（なお、同高裁判決に対する上告及び上告受理申立については、平成20年4月23日、上告棄却・上告受理申立を不受理とするとの決定が出ている。）。

また、四国電力伊方原子力発電所原子炉設置許可処分取消訴訟についての最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・判例時報1441号37頁に関する最高裁判所調査官の解説にも、「一般に、科学技術の分野においては、絶対的に災害発生の危険がないといった『絶対的な安全性』というものは、達成することも要求することもできないものといわれており（略）、この問題を、『安全』、『非安全』のいずれかであると捉えることは必ずしも適當ではないようと思われる。このことは、（略）科学技術を利用した各種の機械、装置等（略）は、絶対に安全というものではなく、常に何らかの程度の事故発生等の危険性を伴っているものであるが、その危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合に、又はその危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさとの比較較量の上で、これを一応安全なものであるとして利用しているのであり、このような相対的安全性の考え方方が従来から行われてきた安全性についての一般的な考え方であるといってよいものと思われる。（略）原子炉の安全性についても、同様のことがいい得る。規制法所定の原子炉設置の許可基準が要求している原子炉の安全性は、どのような重大な人為ミスが重なっても、また、どのような異常事態（略）が生じても、原子炉内の放射性物質が外部の環境に放出さ

れることは絶対にないといった達成不可能なレベルの高度の安全性をいうものではないであろう。」とある。

以上のとおり、被告は、原子力発電所の備えるべき安全性に関しては絶対的安全性を求めるることはできず、施設、設備、運転管理等につき、災害発生の危険性が「社会通念上容認できる水準以下である」かどうかにより判断されるべきであると考える。

なお、被告は、答弁書に記載したとおり、本件原子力発電所の運転に当たり、万が一にも周辺住民の生命・身体に害を及ぼすことがないよう十分な安全確保対策を実施し、さらに、福島第一原子力発電所事故を真摯に受けとめ、本件原子力発電所においては、福島第一原子力発電所事故のような事態を確実に防止するための諸対策をあらためて講じている。

2. 求釈明事項 2, 3について

原告らは、訴状請求の原因第4第4項(1)（第5第4項(1)の誤りと思われる。）第2ないし第4段落の事実及び訴状請求の原因第4第4項(2)（第5第4項(2)の誤りと思われる。）の事実を被告が不知としていると前置きした上で、福島第一原子力発電所1号機の格納容器の圧力が急上昇した原因（求釈明事項2）及び福島第一原子力発電所1号機ないし3号機の格納容器から水素が漏えいした原因（求釈明事項3）について求釈明している。

しかしながら、福島第一原子力発電所事故の原因については、国及び東京電力において調査中であり、現時点では判明していない。なお、原告らは、訴状請求の原因第5第4項(2)において、水素の漏えいについては何ら主張していないのであり、求釈明事項3については求釈明の趣旨が不明である。

そもそも、本件訴訟で議論されるべきは、本件原子力発電所の具体的危険性である。本件原子力発電所と福島第一原子力発電所とは、立地地点等が異なるのであって、福島第一原子力発電所事故によつて、本件原子力発電所の具体的危険性が裏付けられるものではない（答弁書47頁）。

3 求釈明事項4について

本件原子力発電所においては、フィルタ付ベント装置は現時点では設置されていないが、被告は、フィルタ付ベント装置を設置することとして、現在その仕様等を検討しているところである（なお、被告が同項目の認否を「不知」としたのは、被告は「日本国内の全原発」（訴状45頁）において、フィルタ付ベント装置が設置されていないかどうかを知らないためである。）。

なお、答弁書に記載したとおり、本件原子力発電所では、全交流電源喪失及び海水冷却機能喪失が発生した場合には、既設の格納容器ベント設備を用いることにより原子炉格納容器内の過圧を防止することとしているが、その際の環境への放射性物質の放出は十分抑制される（答弁書82、83頁）。そして、フィルタ付ベント装置は、万一燃料が著しく損傷した場合でも、放射性物質の放出を大幅に低減させる目的で設置するものである。

4 求釈明事項5について

原告らは、多重防護について、「安全対策を様々な観点から多角的に行うことによってはじめて安全性が確保されるというもの」と位置づけるところ、被告は、原告らの言う「多角的」の意味が一義的には明らかではないため「争う」としたものである。

被告における多重防護の考え方については、答弁書に記載したとおりである（答弁書 63 頁以下：第 3 章第 4 の 2(4)事故防止対策）。また、被告における原子力防災の考え方についても、答弁書に記載したとおりである（答弁書 88 頁以下：第 3 章第 4 の 2(6)原子力防災）。

5 求釈明事項 6 について

被告は、原子力災害対策特別措置法に基づき、毎年、原子力事業者防災業務計画の修正の要否等を検討し、必要に応じて修正している（同法 7 条）。

被告は、福島第一原子力発電所事故後の対応として、平成 24 年 9 月に改正された原子力災害対策特別措置法等を踏まえ、原子力防災体制及び緊急時対応のさらなる強化・充実を図るため、同計画を修正すべく、現在、地元自治体と協議を行っているところである。

6 求釈明事項 7 について

被告は、答弁書に記載したとおり、耐震安全性に対する信頼性の一層の向上という耐震指針改訂（平成 18 年 9 月 19 日）の趣旨を踏まえ、本件 1 号機及び 2 号機とともに、さらなる耐震裕度の向上を目的とした耐震裕度向上工事を実施しており（答弁書 121 頁），その内容は、①防振器を大容量のものに取り替える、補強部材を取り付ける、より耐震強度を有する配管サポートに取り替える、新たな配管サポートを追加設置するなどの配管サポート改造工事、及び、②耐震補強材を追加設置する電路類サポート改造工事等である。

被告は、上記工事を行った後の状態について耐震バックチェックを実施し、耐震安全性に問題がないことを確認しており（答弁書 92 ないし 125 頁），この評価結果により、さらなる工事が必要となっ

た施設はない。

7 求釈明事項 8について

被告は、別紙（本件1号炉に係る志賀原子力発電所原子炉設置許可申請書添付参考図第2図ないし第11図）のとおり提出する。

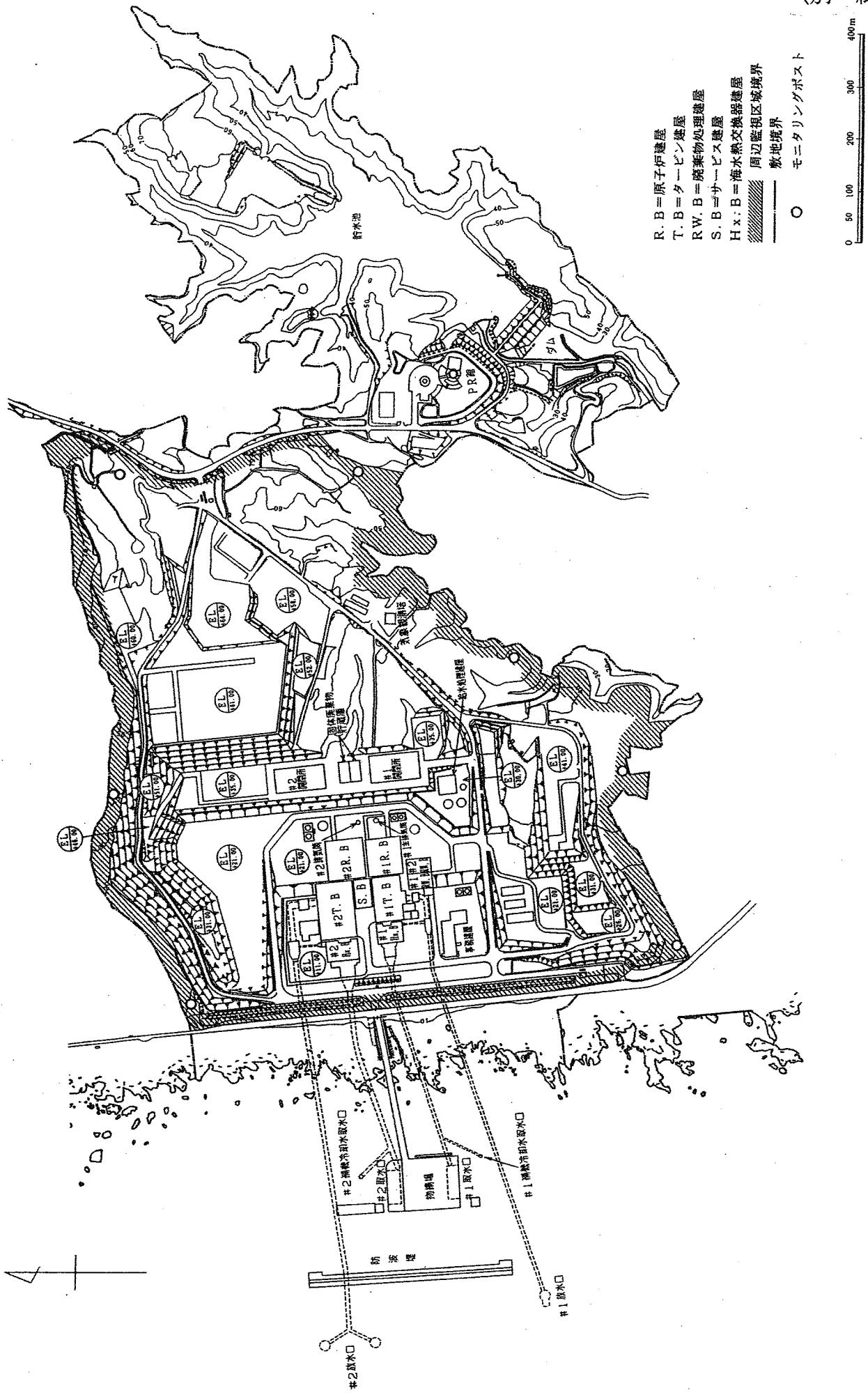
8 求釈明事項 9について

原告らが開示を求める海上音波探査記録は膨大な分量にのぼる。また、原告らも認めるとおり、資料の大半は公開されているものであり、原告らも入手できるものである。

したがって、まずは原告らにおいて、主張立証に必要な範囲において、公開されている資料を自ら入手すべきである。それで足りない場合に初めて、原告らにおいて、当該資料を求める具体的必要性を明らかにし、かつ、必要な資料の範囲を特定した上で、被告に対して開示を求めるべきである。

被告は、上記原告らの開示請求がなされたならば、あらためて資料を開示できるか否かを検討する。

以上



サニビス建屋

原子炉建屋

— 逆水流受パンフ

相隔距離

EL - 3500mm

EL = 1500 mm
油受タンク

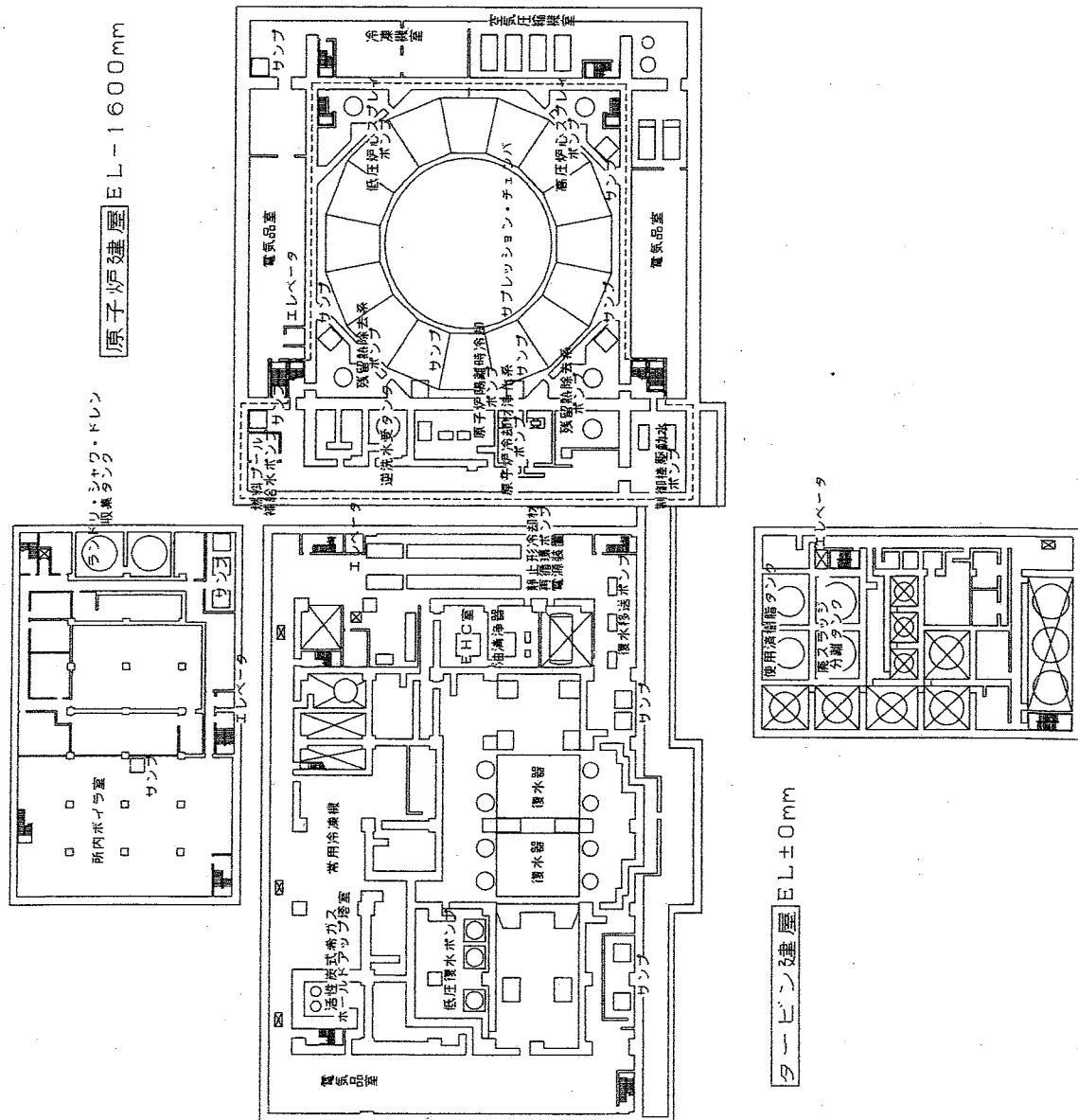
廢棄物處理建屋 EL-3700mm

タービン建屋 B3FL
廃棄物処理建屋 B3FL

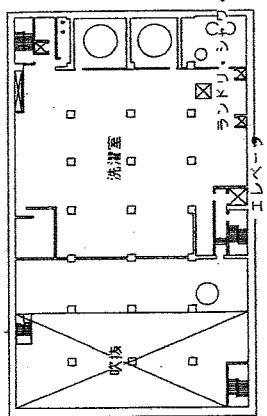
第3回 機器配置図(その1)

151

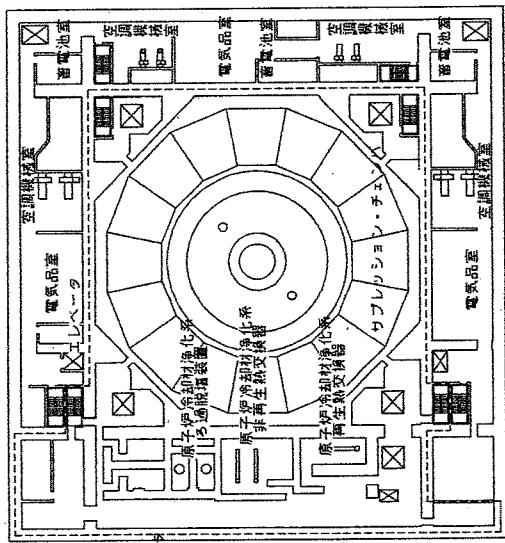
第4図 機器配置図(その2)



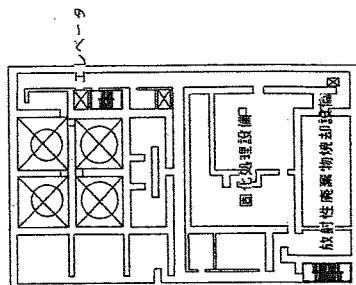
サービス建屋 EL+530mm



原子炉建屋EL+5300mm



タービニ建築 EL+5500mm

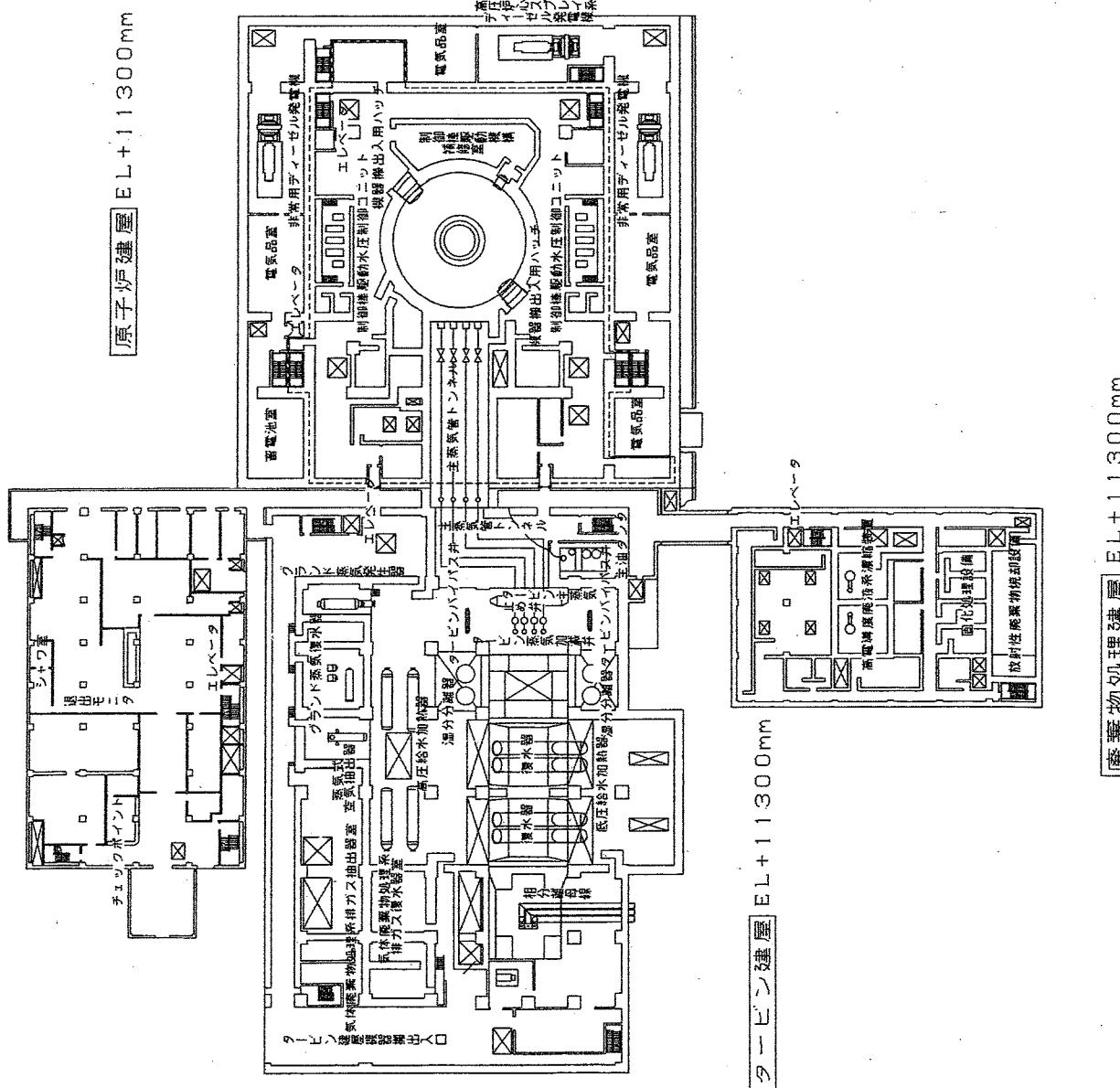


廢棄物處理建屋EL+6800mm

内二次格納施設を示す
B1FL
B1FL
B1FL
B1FL

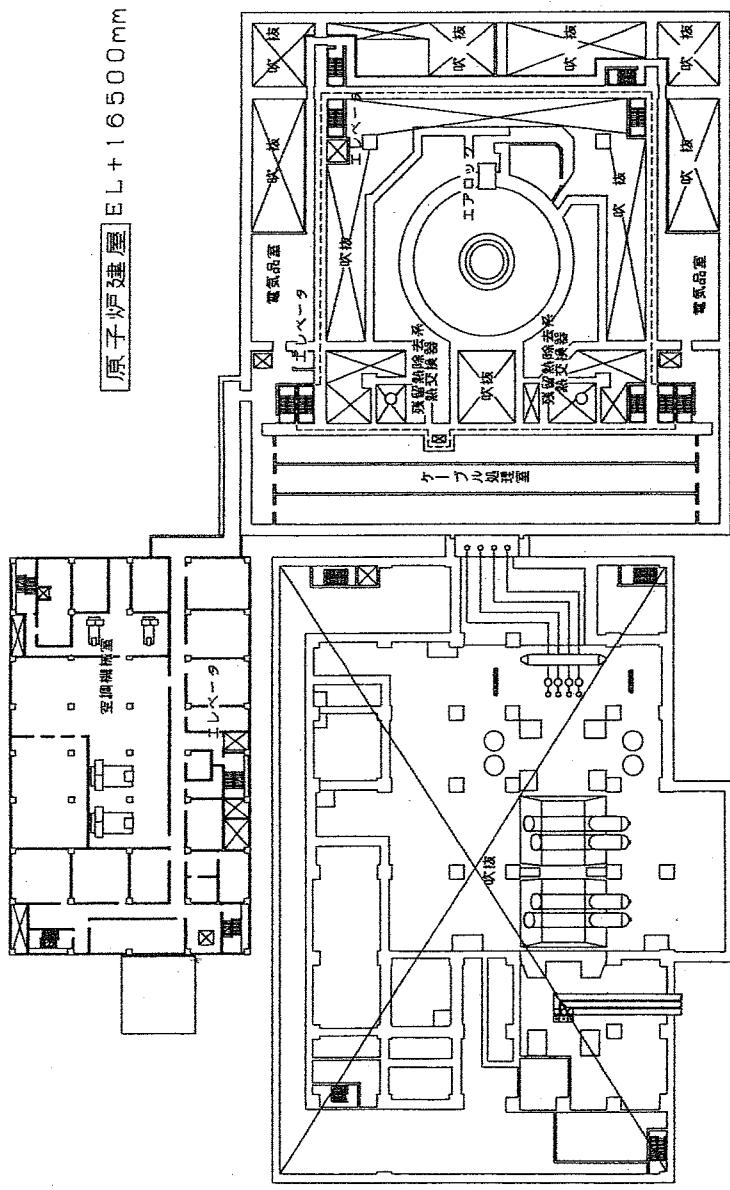
第5図 機器配置図(その3)

セービス建屋 EL+1 1300mm

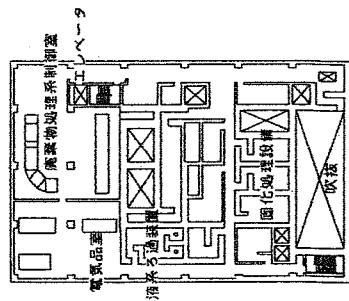


内二次格納施設を示す
原子炉建屋 1FL
タービン建屋 1FL
廃棄物処理建屋 1FL
サービス建屋 1FL

サービス建屋 [EL + 15300mm]



原子炉建屋 [EL + 16500mm]



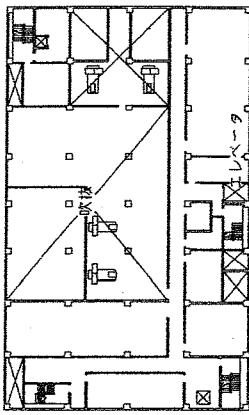
廃棄物処理建屋 [EL + 17300mm]

サービス建屋

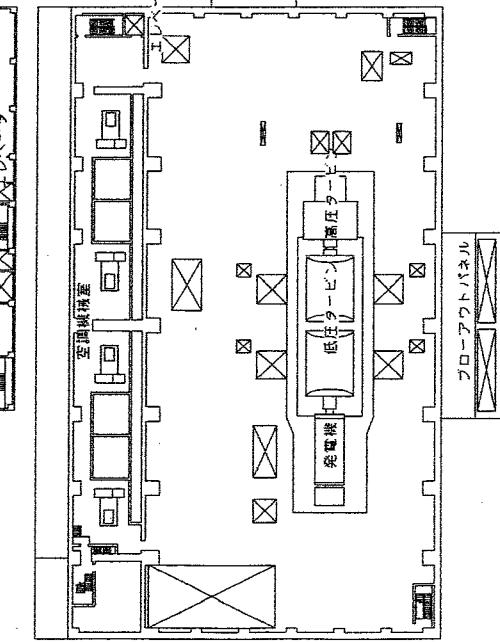
内二次格納施設を示す
原子炉建屋 2 F L (中間階)
サービス建屋 1 F L
廃棄物処理建屋 2 F L
サービス建屋 2 F L

第7図 機器配置図 (その5)

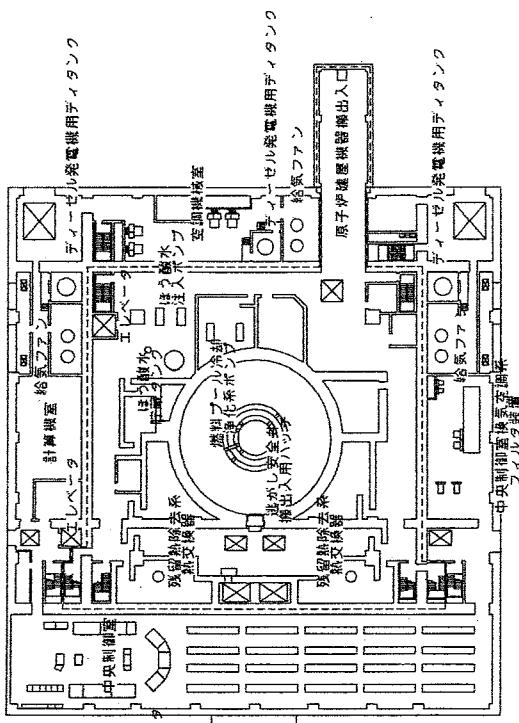
サービス建屋EL+1920mm



原子炉建屋EL+21300mm



タービニ建屋EL+18500mm



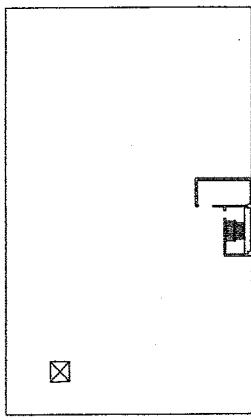
原子炉建屋EL+21300mm

原 子 炉 建 屋	内二次格納施設を示す	2 FL
タ ー ビ ン 建 屋		2 FL
廢棄物処理建屋		3 FL
サ ー ビ ス 建 屋		3 FL

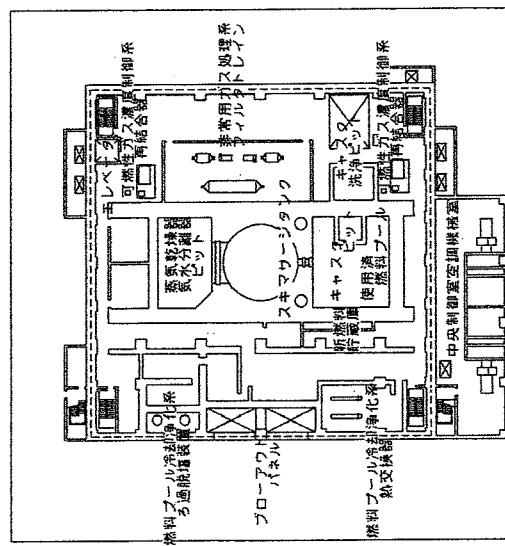
燒棄物處理建屋 E L + 21300 mm

第8回 機器配置圖(子の6)

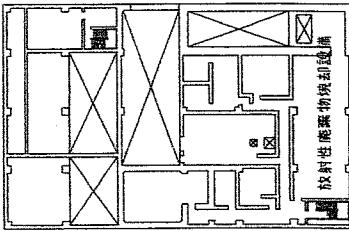
タービン建屋 EL + 23000mm



原子炉建屋 EL + 28300mm



タービン建屋 EL + 27700mm



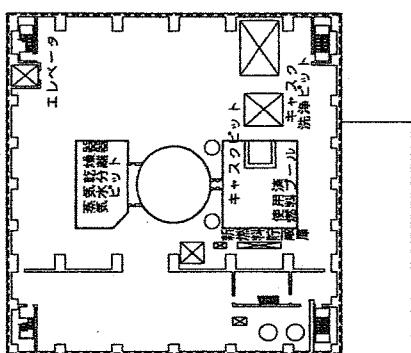
内二次格納施設を示す
原子炉建屋 3 F L
タービン建屋 3 F L
廃棄物処理建屋 4 F L

廃棄物処理建屋 EL + 26300mm

第9図 機器配置図 (その7)

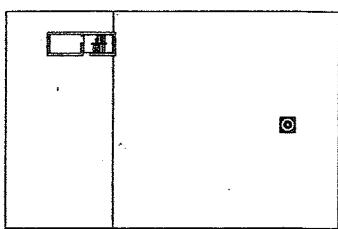
第10図 機器配置図（その8）

原子炉建屋 内二次格納施設を示す
原子炉建屋 4 F L

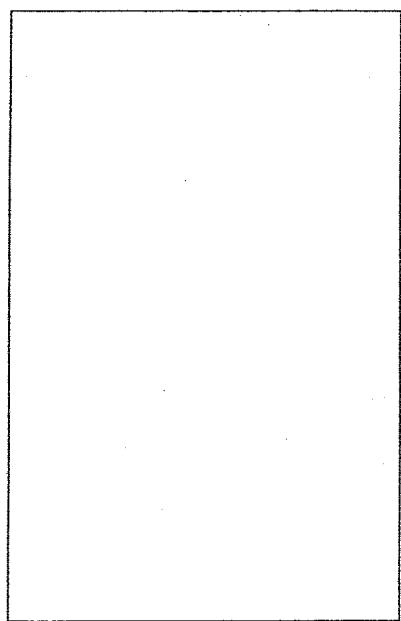


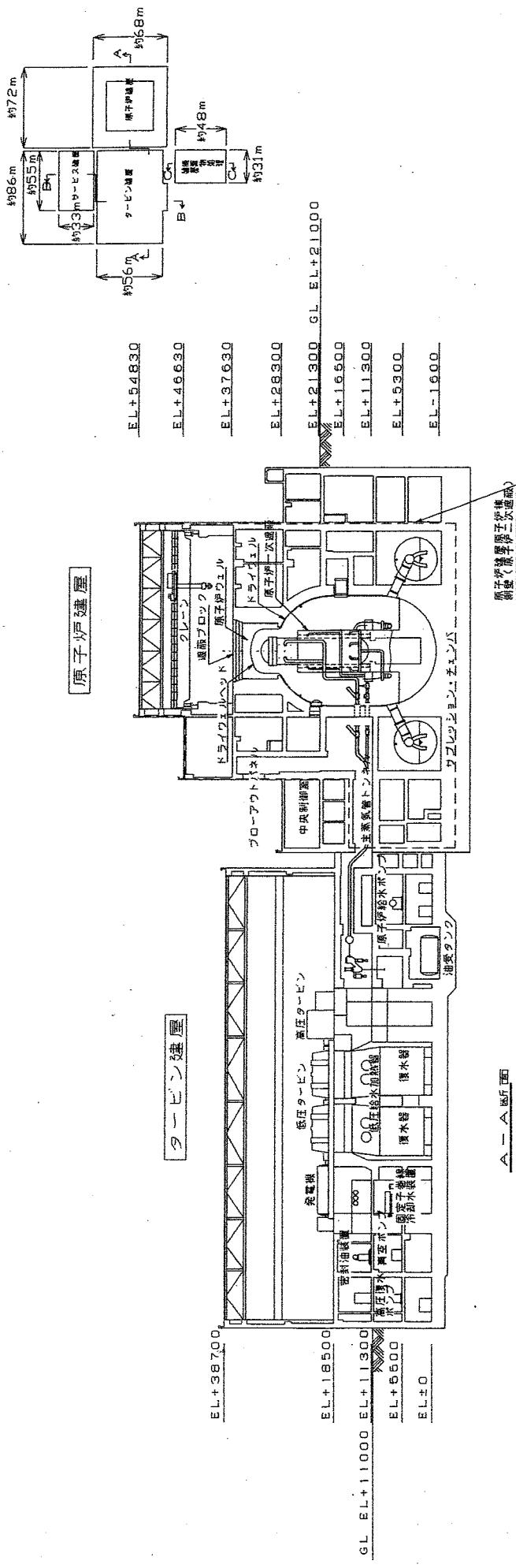
原子炉建屋 E L + 376300mm

廃棄物処理建屋 E L + 32000mm

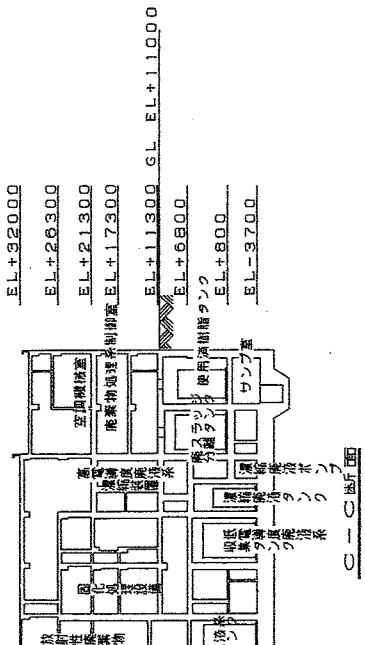


タービン建屋



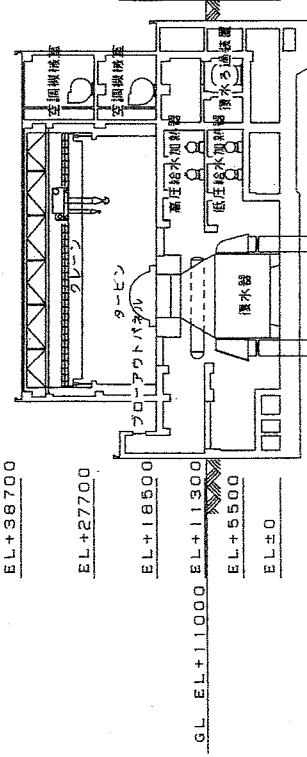


卷之三

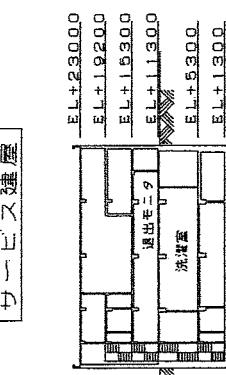


内二次格納術説を示す

タービン建屋



十一
畫屋



This figure is a detailed architectural floor plan of a building, likely a residence or institutional building, featuring a complex arrangement of rooms and structural details. The plan includes various rooms labeled in Japanese, such as '玄関' (Entrance), '廊下' (Hallway), '和室' (Traditional Japanese Room), '洋室' (Western Room), '洗面所' (Bathroom), '便所' (Toilet), '台所' (Kitchen), '居室' (Bedroom), '書斎' (Study), and '庫裏' (Storage Room). Structural elements are also labeled, including '壁' (Wall), '柱' (Column), '梁' (Beam), '梁柱' (Column-beam joint), '梁間' (Span between beams), '柱間' (Span between columns), '天井' (Ceiling), '梁天井' (Ceiling under beam), '柱天井' (Ceiling under column), '梁柱天井' (Ceiling under column-beam joint), and '梁柱天井' (Ceiling under column-beam joint). There are also labels for '内装' (Interior decoration) and '外装' (Exterior decoration). A legend at the bottom right provides definitions for some of these terms.

第11圖 斷面圖